

番号	委員氏名	該当資料	分類	内容	回答	担当
1	團野康弘	【資料3】令和7年度 年次報告 について	質問	[【資料3】、P2] ・P2：数値目標9「市役所における管理職に占める女性の割合」の目標値がR7実績を下回っているが、市役所としての最終目標はあるか。	・「R8年度までに30%」という目標値が、現状の最終目標となっております。 ・基本目標9「市役所における管理職に占める女性の割合」はR6年度の実績が31.1%とR6年度時点で「令和8年度までに30%」という目標を達成いたしました。 ・R7年度実績は30.7%（前年度比－0.4pt）、引き続き目標を達成している状況です。 ・計画最終年度となるR8年度までの目標値については、数値の水準を維持することを重視し、目標値の再設定は行わないこととしました。 ・令和9年度以降の目標設定については、今年度の計画策定において、内閣府の「第6次男女共同参画基本計画」や県の動向を参考にして、担当課と協議のうえ進めて参ります。	人権男女共同参画課 人事課
2		【資料4】第3次計画 の進捗状況について	質問	[【資料4】、P7] 認可保育所、児童クラブの待機児童数について教えてください。 <保育所> 算出対象に以下の視点は含まれているか ・家や職場から遠い所なら空いているが希望の所に入れなかった場合 ・保育所に入れられないから育休を延ばした場合 ・認可外保育施設や企業主導型保育園等を利用しながら待っている場合	・待機児童に含まれる児童として算出対象となる条件は以下のとおりです。 ①車で自宅から30分未満（距離にして20キロメートル）に登園可能な認可保育所等がないこと（空き枠が残っていない） ②松江市内の認可保育所等に在籍していないこと ③企業主導型保育施設に在籍していないこと <u>①～③すべての条件にあてはまる場合に待機児童としてカウントします。</u> ・ご質問いただいた視点については、いずれも待機児童になるケース、ならないケースの両方がございます。 〈参考：質問内容における待機児童に【なる】ケース、【ならない】ケース〉 （A）家や職場から遠い所なら空いているが希望の所に入れなかった場合 待機児童に【なる】ケース ⇒自宅から車で30分未満（距離20km以内）の範囲内にあるすべての認可保育所等に空き枠が一つもない場合。 待機児童に【ならない】ケース ⇒希望の認可保育所は満員で入れなかったが、自宅から車で30分未満（距離20km以内）の場所にある認可保育所に空き枠がある場合 （B）保育所に入れられないから育休を延ばした場合 待機児童に【なる】ケース ⇒自宅から車で30分未満（距離20km以内）の範囲内も含めて認可保育所等への入所を希望して申し込んだが空き枠が一つもなく不承諾となった場合。 待機児童に【ならない】ケース ⇒認可保育所への入所がかなわず、入所申込を取り下げた場合（家庭保育可能となるため） ⇒希望の認可保育所は満員で入れなかったが、自宅から車で30分未満（距離20km以内）の場所にある認可保育所に空き枠がある場合（(A)の【ならない】ケースと同様） （C）認可外保育施設や企業主導型保育園等を利用しながら待っている場合 ⇒認可外保育施設や企業主導型保育園等を利用している場合は、待機児童としてカウントされません。	保育所・幼稚園課

番号	委員氏名	該当資料	分類	内容	回答	担当
3	團野康弘	【資料4】第3次計画の進捗状況について	質問	[【資料4】、P7] 認可保育所、児童クラブの待機児童数について教えてください。 <児童クラブ> ・待機児童数が発生している理由は何か ・低学年から優先されると思うが、学年別（小4以上も含む）の人数はどうか	・待機児童数が発生している理由は何か ⇒公設は校区制であること、民設は入会希望の偏りがあることを理由に待機児童の解消には至っておりません。R7年度の実績（公設＋民設）では、入会児童数3,369人と待機児童数49人の合計3,418人に対し、定員の合計は3,816人と、全体では待機児童を解消できる定員は確保しております。 ・低学年から優先されると思うが、学年別（小4以上も含む）の人数はどうか ⇒待機児童は1年生13人、2年生10人、3年生17人、4年生4人、5年生5人、6年生0人、合計49人となっております。（公設児童クラブの入会対象者は、原則として小学1～3年生であるため、4年生以上の待機児童は発生しておりません。）	生涯学習課
4			質問	[【資料4】、P7] 審議会などへの女性参画率について、役職に限らず適する女性の方の選出を求められており1つの方法としては良いが、組織・団体によってはそもそもいないところもあり、社会全体で女性参画率を上げていく必要がある一方、女性の方を選出していただける組織・団体を選択・加えることを検討されたことはあるか。	・審議会等の新設、改選時には、主管課において、「松江市審議会に等における女性の登用率向上のガイドライン」に基づき女性の登用率向上に向けた取り組みを行っており、同ガイドライン内に女性の推薦が難しい団体から女性の選任を期待するのではなく推薦団体の変更や追加を行うことを記載しております。 ・男女どちらかの比率が40%を下回る場合、主管課から人権男女共同参画課への事前協議を必須としております。その事前協議において男女共同参画係が主管課の取り組みについて確認を行っております。	人権男女共同参画課

番号	委員氏名	該当資料	分類	内容	回答	担当
5	吉廣 則子	【資料５】第4次計画の策定について	意見	〔【資料５】、P3、基本理念 目標1〕 男女の人権が尊重されることで始まりますが どんな性別であっても人権が尊重されないといけないもので すべての人が、性別にかかわらず人権が尊重される…のようにしてもらいたいです 男女が平等な…も すべての人が、性別に関わらず対等な社会の構成員として、市の政策・方針決定過程へ参画すること。 男女が家庭生活と… 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭生活と社会生活の両方において役割を果たすことができること。	・国の「男女共同参画社会基本法」および本市の「松江市男女共同参画推進条例」に基づいて計画の理念を定めており、これら上位の法律や条例では、根幹となる理念に「男女」という言葉が明記されています。 ・本計画は、松江市における男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、女性・男性それぞれが抱える課題の解決が中心となります。そのため、基本理念に「男女」という言葉を用いることは妥当なものと認識しております。 ・基本理念の表現は条例に準拠いたしますが、目標や具体的施策においては、『性別にかかわらず』等の表現を用いるなど、多様な性への配慮を盛り込む対応をして参ります。	人権男女共同参画課
6			意見	〔【資料５】、P2、基本目標１、２〕 説明のなかで 家庭 職場寄りな例ばかりですが、実際に意見を聞くと、祭りや地域組織、慣習に対して声を上げる方が多くおられました。地域の中での事例、社会のあり方をもう少しあるといいと思います。	・計画書のなかに、基本目標・基本施策の設定における考え方について説明する箇所を設け、その中でご指摘いただいた内容を追記いたします。	
7			意見	〔【資料５】、P2、基本目標３〕 説明に男性にも性暴力がある旨記載があるといい		

番号	委員氏名	該当資料	分類	内容	回答	担当
8	吉廣 則子	【資料5 別紙】第3次 第4次計画比較について	意見	[【資料5 別紙】、基本目標2、基本施策⑥] 働く場における女性の活躍推進という表現は、とても違和感を感じます 誰もが公平に評価され、力を発揮できる労働環境 公正なキャリア形成の実現などの方が 女性に頑張らせる！というよりも 社会を変えていく目標のように感じられます。	・「女性の活躍推進」という表現は「女性活躍推進法」に基づく施策であるということを明確にするために用いております。 ・現状、就業継続や管理職登用、賃金の面などの面で、女性が能力を発揮しにくい状況があり、是正が求められるところでは。 ・この分野における施策については、女性に更なる努力を求めるものではなく、職業生活において、性別にかかわらず公平な評価、働きやすい環境を整備することを目的として具体的施策の設定を行っていきます。	人権男女共同参画課
9			意見	[【資料5 別紙】、基本目標3、基本施策②、③] DV・困難な問題を抱える女性の?相談・支援 DVに関して 女性の記載ばかりで 男性や子どもというキーワードがあってもいいのではないのでしょうか？ 相談のところでは 性の多様性や性に関する相談はあってもいいのでは？	・ご指摘いただいた箇所は「困難女性支援法」に基づく施策であり、そのことを示すため「女性」という「言葉」を用いています。 ・DV、性暴力、こどもの養育、貧困など、女性であることに関連した問題や複合的な困難を抱えやすく、そういった困難を抱える女性は自立することが難しいという課題に対応するために「困難女性支援法」が制定されました。 ・ご意見のとおり、困難な問題を抱える方は性別・年代にかかわらずいらっしゃるため、基本施策④「誰もが安心して暮らすことのできる環境整備」の中で具体的な施策を設定していきます。	

番号	委員氏名	該当資料	分類	内容	回答	担当
10	吉廣 則子	【資料5別紙】第3次 第4次計画比較について	意見	[【資料5別紙】、基本目標3、基本施策①] ジェンダーに基づく 暴力 に関する教育となっておりますが 暴力だけなのでしょうか？ 教育が相談に 性に関する事を入れてもらいたいです	・「性」、「ジェンダー」に関する教育については、基本目標1、基本施策②「ジェンダー平等・多様な生き方の選択に関する理解促進」に含むことを想定しております。 ・「性」に関する相談については、基本目標3の基本施策④「誰もが安心して暮らすことのできる環境整備」のなかで施策を設定していきます。	人権男女共同参画課
11			意見	[【資料5別紙】、全体] 全体的に結局女性の優遇ばかりが目立ち 男女共同参画って女性のための施策なんでしょ？と感じられる計画に感じられます。	・具体的施策を設定していくなかで、女性を対象とした施策が設定されていくことと想定しております。 ・男女共同参画に係る施策は女性を優遇するためのものではなく、歴史的・社会的な背景から生じている不公平な現状を是正し、誰にとっても公平な環境を整備するための施策であり、女性のための環境を整えることは、結果としてすべての人が活躍できる、より良い社会をつくるために不可欠な過程であると認識しております。 ・誰にとっても公平な環境を整えることは、女性だけでなく、男性や性別のグラデーションのなかにいる方々にとっても、性別にかかわらず、誰もが生きづらさを解消し、個人の能力を発揮できる社会の実現につながります。 以上の内容を計画書に記載することで、誤解されることのないよう努めます。	